

岩手県告示第511号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成28年5月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人宮古市社会福祉協議会	宮古市小山田二丁目9番20号	宮古市社会福祉協議会門馬デイサービス事業所	宮古市区界第3地割32番地	平成28年3月31日
社会福祉法人宮古市社会福祉協議会	宮古市小山田二丁目9番20号	宮古市社会福祉協議会小国デイサービス事業所	宮古市小国第20地割32番地3	〃

2 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人宮古市社会福祉協議会	宮古市小山田二丁目9番20号	宮古市社会福祉協議会門馬デイサービス事業所	宮古市区界第3地割32番地	平成28年3月31日
社会福祉法人宮古市社会福祉協議会	宮古市小山田二丁目9番20号	宮古市社会福祉協議会小国デイサービス事業所	宮古市小国第20地割32番地3	〃